

平成19年度北海道一般会計予算

平成19年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,665,416,841千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		608,112,821
	1 道 民 税	189,399,989
	2 事 業 税	131,026,406
	3 地 方 消 費 税	81,203,066
	4 不 動 産 取 得 税	18,635,320
	5 道 た ば こ 税	14,866,433
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,393,760
	7 自 動 車 税	87,275,144
	8 鉦 区 税	30,051
	9 自 動 車 取 得 税	16,446,291
	10 軽 油 引 取 税	65,245,696
	11 狩 猟 税	141,893

款	項	金額
	12 核 燃 料 稅	663,172
	13 循環資源利用促進稅	785,600
2 地方消費稅清算金		119,552,054
	1 地方消費稅清算金	119,552,054
3 地方讓與稅		17,184,000
	1 地方道路讓與稅	15,901,000
	2 石油ガス讓與稅	1,048,000
	3 航空機燃料讓與稅	235,000
4 地方特例交付金		3,500,000
	1 地方特例交付金	2,300,000
	2 特別交付金	1,200,000
5 地方交付稅		636,000,000
	1 地方交付稅	636,000,000
6 交通安全對策金 特別交付金		2,220,000

款	項	金額
	1 交通安全対策 特別交付金	2,220,000
7 分担金及び負担金		36,949,537
	1 分担金	2,640,195
	2 負担金	34,309,342
8 使用料及び手数料		26,588,973
	1 使用料	16,211,780
	2 手数料	762,623
	3 証紙収入	9,614,570
9 国庫支出金		314,933,616
	1 国庫負担金	95,965,692
	2 国庫補助金	213,324,361
	3 委託金	5,643,563
10 財産収入		6,132,987
	1 財産運用収入	4,116,795

款	項	金額
	2 財産売却収入	2,016,192
11 寄附金		50,290
	1 寄附金	50,290
12 繰入金		30,503,768
	1 特別会計繰入金	15,138,084
	2 基金繰入金	15,365,684
13 諸収入		315,908,895
	1 延滞金、加算金等 及び過料等	2,339,364
	2 預金利子	120,020
	3 貸付金収入	292,926,289
	4 受託事業収入	5,072,586
	5 収益事業収入	9,203,000
	6 雑収入	6,247,636
14 道債		547,779,900

款	項	金 額
	1 道 債	547,779,900
歲 入	合 計	2,665,416,841

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,628,540
	1 議 会 費	3,628,540
2 総 務 費		231,490,878
	1 総 務 管 理 費	105,597,233
	2 徴 税 費	103,353,920
	3 学 事 宗 務 費	13,275,847
	4 防 災 費	603,198
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	445,696
	6 危 機 管 理 費	11,057
	7 領 土 復 帰 対 策 費	600,204
	8 会 計 管 理 費	881,432
	9 選 挙 費	5,905,492
10 人 事 委 員 会 費	258,743	

款	項	金額
	11 監 查 委 員 費	558,056
3 知 事 政 策 費		1,596,481
	1 知 事 政 策 管 理 費	1,284,245
	2 政 策 企 画 費	6,416
	3 国 際 交 流 費	305,820
4 企 画 振 興 費		65,033,282
	1 企 画 振 興 管 理 費	2,965,979
	2 地 域 振 興 ・ 計 画 費	56,088,805
	3 地 域 主 権 費	9,339
	4 科 学 I T 振 興 費	3,830,151
	5 新 幹 線 ・ 交 通 企 画 費	2,139,008
5 環 境 生 活 費		6,866,368
	1 環 境 生 活 管 理 費	3,736,337
	2 環 境 政 策 費	117,044

款	項	金額
	3 環境保全費	274,101
	4 循環型社会推進費	1,214,778
	5 自然環境費	315,192
	6 知床世界自然遺産費	9,056
	7 くらし安全費	288,137
	8 道民活動文化振興費	759,519
	9 女性対策費	152,204
6 保健福祉費		230,444,258
	1 保健福祉管理費	28,323,415
	2 医療政策費	2,812,538
	3 健康推進費	6,648,623
	4 食品衛生費	1,082,163
	5 医務業務費	82,847
	6 国民健康保険費	72,609,447

款	項	金額
	7 福祉援護費	18,099,529
	8 高齢者保健福祉費	1,925,955
	9 介護保険費	46,142,099
	10 障害者保健福祉費	27,129,733
	11 子ども未来推進費	25,572,878
	12 災害救助費	15,031
7 経済費		188,633,373
	1 経済管理費	6,263,532
	2 観光のくにつくり推進費	185,077
	3 商工金融費	158,040,658
	4 産業振興費	2,910,776
	5 商業経済交流費	180,295
	6 産業立地費	16,082,159
	7 資源エネルギー費	2,762,568

款	項	金額
	8 雇 用 勞 政 費	142,709
	9 人 材 育 成 費	1,492,383
	10 工 鉞 業 試 驗 調 查 費	127,592
	11 勞 働 委 員 会 費	445,624
8 農 政 費		156,674,236
	1 農 政 管 理 費	14,555,464
	2 食 品 政 策 費	1,541,583
	3 農 產 振 興 費	214,913
	4 畜 產 振 興 費	2,374,335
	5 技 術 普 及 費	303,285
	6 農 業 經 營 費	2,894,372
	7 農 業 支 援 費	11,886,707
	8 農 地 調 整 費	1,310,225
	9 農 村 設 計 費	25,605,805

款	項	金 額
	10 農業農村整備事業費	66,975,577
	11 農業施設管理費	27,864,714
	12 農村計画費	331,923
	13 農業試験費	815,333
9 水産林務費		73,601,381
	1 水産林務管理費	11,595,536
	2 水産経営費	4,937,608
	3 水産振興費	85,653
	4 漁港漁村費	25,794,815
	5 漁業管理費	1,674,721
	6 林業木材費	5,947,092
	7 森林計画費	2,898,040
	8 森林整備費	5,326,396
	9 治山費	12,207,953

款	項	金額
	10 森林活用費	763,841
	11 道有林費	1,533,445
	12 水産林業試験研究費	836,281
10 建設費		289,067,338
	1 建設管理費	67,076,100
	2 道路橋りょう費	114,304,516
	3 河川費	54,245,834
	4 空港港湾費	5,919,375
	5 砂防海岸費	19,713,666
	6 建築指導費	1,422,628
	7 住宅費	34,430
	8 都市環境費	24,127,163
	9 公園下水道費	2,097,514
	10 まちづくり推進費	99,162

款	項	金額
	11 營 繕 費	26,950
11 警 察 費		127,349,467
	1 警 察 管 理 費	122,238,726
	2 警 察 活 動 費	2,698,741
	3 交 通 安 全 施 設 費	2,412,000
12 教 育 費		467,710,693
	1 教 育 總 務 費	17,763,001
	2 小 学 校 費	184,987,079
	3 中 学 校 費	111,690,289
	4 高 等 学 校 費	108,247,220
	5 特 別 支 援 学 校 費	40,546,687
	6 学 校 教 育 費	971,281
	7 社 会 教 育 費	2,043,658
	8 保 健 体 育 費	1,461,478

款	項	金額
13 災害復旧費		9,585,236
	1 農地開発施設災害復旧費	478,158
	2 水産林業施設災害復旧費	4,150,988
	3 土木施設災害復旧費	4,956,090
14 公債費		725,409,386
	1 公債費	725,409,386
15 諸支出金		88,125,924
	1 繰出金	5,454,101
	2 諸費	82,671,823
16 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		2,665,416,841

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(その 1)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
勤労者に対する保証融資に伴う損失補償に関する債務負担行為 (第 7 次分)	平成19年度から平成21年度まで	17,900
平成19年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成19年度から平成31年度まで	277,500
平成19年度新生ほっかいどう資金に係る保証融資の損失補償に関する債務負担行為	平成19年度から平成34年度まで	210,000
平成19年度石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に関する債務負担行為	平成19年度	北海道土地開発公社が行う管理費について 500千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る 限度利率の半年 複利以内の額 の合計額
平成19年度石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に係る北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成19年度	北海道土地開発公社が行う管理費について 500千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る 限度利率の半年 複利以内の額 の合計額
平成19年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成19年度から平成39年度まで	247,818
平成19年度農業経営基盤強化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成19年度から平成43年度まで	113,948
浜頓別 2 期地区畑地帯総合整備事業に係る浄水処理施設建設工事に関する債務負担行為	平成19年度から平成21年度まで	1,084,000

事 項	期 間	限 度 額
開陽地区畑地帯総合整備事業に係る浄水処理施設建設工事に関する債務負担行為	平成19年度から平成21年度まで	612,000
平成19年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成19年度から平成40年度まで	344,094
平成19年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成19年度から平成23年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 752,000千円 以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の 先行取得に係る 限度利率の半年 複利以内の額 の合計額
道道江差木古内線トンネル工事に関する債務負担行為	平成19年度から平成21年度まで	1,730,000
道道留萌小平線トンネル工事に関する債務負担行為	平成19年度から平成21年度まで	2,000,000
余市川改修工事に関する債務負担行為	平成19年度から平成20年度まで	450,000
当別ダム建設工事に関する債務負担行為	平成19年度から平成24年度まで	17,890,000
西岡ダム取水放流設備工事に関する債務負担行為	平成19年度から平成20年度まで	265,000
西岡ダム通信警報観測設備工事に関する債務負担行為	平成19年度から平成20年度まで	460,000
西岡ダム管理所工事に関する債務負担行為	平成19年度から平成20年度まで	110,000

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度街路公共事業に関する債務負担行為	平成19年度から平成21年度まで	1,570,000
平成19年度過疎下水道代行事業に関する債務負担行為	平成19年度から平成20年度まで	208,000
平成19年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	平成19年度から平成29年度まで	元金について 1,154,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

(その2)

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
名寄広域公園の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	平成18年度から平成21年度まで	138,497	平成18年度から平成21年度まで	146,837

第 3 表 地 方 債				
(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学 整備費	1,341,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
退職手当	26,000,000	同上	10%以内	同上
北海道制 モデル推 進事業費	6,614,000	同上	10%以内	同上
北海道新幹 線整備費	1,020,000	同上	10%以内	同上
社会福祉 施設整備費	668,000	同上	10%以内	同上
土地改良 事業費	8,517,000	同上	10%以内	同上
農用地造成 事業費	693,000	同上	10%以内	同上
農地防災 事業費	1,625,000	同上	10%以内	同上
農村総合 整備費	631,000	同上	10%以内	同上
農道等 整備費	1,300,000	同上	10%以内	同上
農道 特別 整備 策費	799,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄土地改良費	4,804,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農業試験場施設整備費	2,000	同上	10%以内	同上
水産基盤整備費	8,197,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸保全費	871,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	134,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	763,000	同上	10%以内	同上
林道整備対策費	66,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	6,153,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設整備特別対策費	746,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	772,000	同上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路費	17,023,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路維持費	3,834,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路新設費 改良	9,391,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
積雪寒冷対策費	2,446,000	同上	10%以内	同上
市町村道費 整備	1,042,000	同上	10%以内	同上
臨時道路整備 特別対策費	23,223,000	同上	10%以内	同上
みどりの道・特別費 川づくり事業	40,000	同上	10%以内	同上
直轄河川費 事業	7,996,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	11,862,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備 特別対策費	2,452,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	2,713,000	同上	10%以内	同上
直轄空港費 整備	278,000	同上	10%以内	同上
空港整備費	260,000	同上	10%以内	同上
直轄砂防費 事業	938,000	同上	10%以内	同上
砂防費	6,452,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時砂防施設整備特別対策費	712,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
災害関連費	195,000	同上	10%以内	同上
海岸保全費	1,582,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全特別対策費	659,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	6,376,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備特別対策費	3,138,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	380,000	同上	10%以内	同上
下水道費	144,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設整備費	281,000	同上	10%以内	同上
高等学校施設整備費	3,776,000	同上	10%以内	同上
特別支援学校施設整備費	274,000	同上	10%以内	同上
耕地旧災害費	30,000	同上	10%以内	同上
漁港旧災害費	421,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道災害費 復旧	13,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
森林災害費 復旧	136,900	同上	10%以内	同上
治山災害費 復旧	438,000	同上	10%以内	同上
土木災害費 復旧	968,000	同上	10%以内	同上
借換債	299,500,000	同上	10%以内	同上
臨時財政 対策債	67,090,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上
合計	547,779,900			

平成19年度北海道公債管理特別会計予算

平成19年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ442,454,645千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		688,322
	1 財 産 運 用 収 入	688,322
2 繰 入 金		441,766,323
	1 一 般 会 計 繰 入 金	325,150,823
	2 基 金 繰 入 金	116,615,500
歳 入 合 計		442,454,645

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		431, 152, 331	
	1 公 債 費	431, 152, 331	
2 諸 支 出 金		11, 302, 314	
	1 繰 出 金	11, 302, 314	
歳 出 合 計		442, 454, 645	

議案第3号

平成19年度北海道小児総合保健センター事業特別会計予算

平成19年度北海道小児総合保健センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,340,904千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		807,571
	1 使用料	806,559
	2 手数料	1,012
2 繰入金		492,998
	1 一般会計繰入金	492,998
3 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
4 諸収入		335
	1 雑収入	335
歳 入 合 計		1,340,904

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 センター費		1,163,288
	1 センター管理費	755,566
	2 センター事業費	407,722
2 公債費		79,730
	1 公債費	79,730
3 諸支出金		97,886
	1 繰出金	97,886
歳 出 合 計		1,340,904

議 案 第 4 号

平成19年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成19年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,192,516千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		128,189
	1 一 般 会 計 繰 入 金	128,189
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		829,939
	1 貸 付 金 収 入	721,237
	2 雑 入	108,702
4 道 債		234,378
	1 道 債	234,378
歳 入 合 計		1,192,516

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,192,516	
	1 母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,192,516	
歳 出 合 計			1,192,516

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付 事業費	234,378	国庫からの借入れ による。	0	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

平成19年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

平成19年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,216,673千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,842
	1 一 般 会 計 繰 入 金	8,842
2 繰 越 金		19,486
	1 繰 越 金	19,486
3 諸 収 入		3,169,987
	1 貸 付 金 収 入	2,896,076
	2 雑 入	273,911
4 道 債		18,358
	1 道 債	18,358
歳 入 合 計		3,216,673

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業近代化資金 貸付事業費		487,444	
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	487,444	
2 公 債 費		1,989,542	
	1 公 債 費	1,989,542	
3 諸 支 出 金		739,687	
	1 繰 出 金	739,687	
歳 出 合 計		3,216,673	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	18,358	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.4%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成19年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成19年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ577,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		53,000
	1 財 産 運 用 収 入	19,000
	2 財 産 売 払 収 入	34,000
2 繰 入 金		7,750
	1 基 金 繰 入 金	7,750
3 諸 収 入		516,450
	1 一 般 会 計 借 入 金	516,450
歳 入 合 計		577,200

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		577, 200	
	1 公 債 費	577, 200	
歳 出 合 計			577, 200

平成19年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

平成19年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,336千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		85,000
	1 財 産 運 用 収 入	3,400
	2 財 産 売 払 収 入	81,600
2 繰 入 金		1,408
	1 基 金 繰 入 金	1,408
3 諸 収 入		44,928
	1 一 般 会 計 借 入 金	44,928
歳 入 合 計		131,336

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		131,336	
	1 公 債 費	131,336	
歳 出 合 計			131,336

平成19年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算

平成19年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,719,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		54,195
	1 一 般 会 計 繰 入 金	54,195
2 繰 越 金		394,511
	1 繰 越 金	394,511
3 諸 収 入		1,202,337
	1 貸 付 金 収 入	1,202,223
	2 雑 入	114
4 道 債		68,528
	1 道 債	68,528
歳 入 合 計		1,719,571

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 農業改良資金貸付事業費		319, 293	
	1 農業改良資金貸付事業費	319, 293	
2 就農支援資金貸付事業費		388, 352	
	1 就農支援資金貸付事業費	388, 352	
3 公 債 費		671, 511	
	1 公 債 費	671, 511	
4 諸 支 出 金		340, 415	
	1 繰 出 金	340, 415	
歳 出 合 計		1, 719, 571	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付 事業費	68,528	国庫からの借入れ による。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。

議 案 第 9 号

平成19年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成19年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ177,995千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,975
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,975
2 繰 越 金		103,141
	1 繰 越 金	103,141
3 諸 収 入		71,879
	1 貸 付 金 収 入	71,869
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		177,995

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	177,995	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	177,995	
歳 出 合 計			177,995

平成19年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成19年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ229,420千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		4,380
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,380
2 繰 越 金		120,030
	1 繰 越 金	120,030
3 諸 収 入		105,010
	1 貸 付 金 収 入	105,000
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		229,420

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	229,420	
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	229,420	
歳 出 合 計			229,420

平成19年度北海道公共下水道事業特別会計予算

平成19年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ783,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		288,578
	1 使用料	288,578
2 繰入金		134,341
	1 一般会計繰入金	134,341
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		261,035
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 一般会計借入金	225,972
	3 雑入	35,053
5 道債		99,000
	1 道債	99,000

款	項	金 額
歲	入 合 計	783,054

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公共下水道事業費		219,524	
	1 公共下水道事業費	219,524	
2 公 債 費		560,590	
	1 公 債 費	560,590	
3 諸 支 出 金		2,940	
	1 繰 出 金	2,940	
歳 出 合 計		783,054	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	99,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成19年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成19年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,572,948千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		506,658
	1 負担金	506,658
2 国庫支出金		1,285,000
	1 国庫補助金	1,285,000
3 繰入金		1,688,533
	1 一般会計繰入金	1,688,533
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		8,657
	1 雑収入	8,657
6 道債		1,084,000
	1 道債	1,084,000

款	項	金 額
歲	入 合 計	4,572,948

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 流域下水道事業費		2,290,960	
	1 流域下水道事業費	2,290,960	
2 公 債 費		2,270,093	
	1 公 債 費	2,270,093	
3 諸 支 出 金		11,895	
	1 繰 出 金	10,895	
	2 諸 費	1,000	
歳 出 合 計		4,572,948	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成19年度から平成20年度まで	692,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	1,084,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成19年度北海道営住宅事業特別会計予算

平成19年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,808,639千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,700,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,392,423
	1 使用料	5,392,423
2 国庫支出金		4,128,495
	1 国庫補助金	4,128,495
3 財産収入		70,592
	1 財産運用収入	12,592
	2 財産売却収入	58,000
4 繰入金		3,282,244
	1 一般会計繰入金	2,798,676
	2 基金繰入金	483,568
5 繰越金		100
	1 繰越金	100

款	項	金額
6 諸 収 入		3,113,785
	1 一 般 会 計 借 入 金	2,951,516
	2 雑 入	162,269
7 道 債		4,821,000
	1 道 債	4,821,000
歳 入 合 計		20,808,639

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		10,381,009	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	10,381,009	
2 公 債 費		9,482,274	
	1 公 債 費	9,482,274	
3 諸 支 出 金		945,356	
	1 繰 出 金	945,246	
	2 諸 費	110	
歳 出 合 計		20,808,639	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成19年度から平成20年度まで	4,106,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	4,805,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	16,000	同上	10%以内	同上
合計	4,821,000			

平成19年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

平成19年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,776,535千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		31,177
	1 財 産 運 用 収 入	31,177
2 繰 入 金		147,936
	1 一 般 会 計 繰 入 金	140,972
	2 基 金 繰 入 金	6,964
3 諸 収 入		57,597,422
	1 一 般 会 計 借 入 金	28,111,000
	2 貸 付 金 収 入	29,486,422
歳 入 合 計		57,776,535

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000
2	公 債 費	29,665,535	
	1	公 債 費	29,665,535
歳 出 合 計		57,776,535	

平成19年度北海道地方競馬特別会計予算

平成19年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,031,675千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		6,754
	1 手 数 料	6,754
2 財 産 収 入		799
	1 財 産 運 用 収 入	799
3 寄 附 金		87,000
	1 寄 附 金	87,000
4 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
5 諸 収 入		15,937,112
	1 収 益 事 業 収 入	13,169,488
	2 一 般 会 計 借 入 金	948,593
	3 雑 入	1,819,031

款	項	金 額
歲	入 合 計	16,031,675

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		15,886,310	
	1 競 馬 総 務 費	82,703	
	2 競 馬 開 催 費	15,803,607	
2 諸 支 出 金		145,365	
	1 繰 出 金	14,545	
	2 納 付 金	130,820	
歳 出 合 計			16,031,675

平成19年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	8 病院
(2) 病 床 数	1,479 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	359,980 人
外 来	571,381 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	1,056 人
外 来	2,383 人
(5) 主要な建設改良事業	
病院建設事業	1,214,218 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	19,994,083 千円
第1項 医業収益	13,652,340 千円
第2項 医業外収益	6,334,743 千円
第3項 特別利益	7,000 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	21,155,333 千円
第1項 医業費用	18,844,328 千円
第2項 医業外費用	2,303,422 千円
第3項 特別損失	7,583 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足す

る額642,665千円は、当年度分損益勘定留保資金642,665千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,267,631 千円
第1項 企業債	1,383,000 千円
第2項 長期借入金	118,770 千円
第3項 他会計負担金	765,861 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,910,296 千円
第1項 建設改良費	1,630,987 千円
第2項 企業債償還金	1,279,309 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 1,383,000	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,240,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 10,181,953 千円
- (2) 交際費 170 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,424,295千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取 得 す る 資 産	器 械 備 品	全身用X線コンピューター断層撮影装置	1 台

平成19年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 285,239,000 キロワット時

(2) 主要な建設改良事業

シューパロ発電所建設事業 264,182 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	3,443,952 千円
第1項 営業収益	3,427,965 千円
第2項 財務収益	3,906 千円
第3項 営業外収益	12,081 千円
支 出	
第1款 電気事業費用	2,913,321 千円
第1項 営業費用	2,033,631 千円
第2項 財務費用	760,008 千円
第3項 営業外費用	119,682 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額379,256千円は、過年度分損益勘定留保資金361,946千円及び当年度資本的収支調整額17,310千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,236,692 千円
第1項 企業債	198,000 千円
第2項 補助金	22,380 千円
第3項 負担金	18,219 千円
第4項 投資償還収入	998,093 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,615,948 千円
第1項 建設改良費	413,510 千円
第2項 企業債償還金	1,202,438 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
シューパーロ発電所建設事業	千円 198,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	530,546 千円
(2) 交際費	325 千円

平成19年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	73	箇所
(2) 年間総給水量	86,256,381	立方メートル
(3) 一日平均給水量	235,031	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	53,739	千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	762,494	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金155,621千円を借り入れる。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益	2,070,931	千円
第1項 営業収益	1,666,516	千円
第2項 営業外収益	404,415	千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用	2,341,922	千円
第1項 営業費用	1,515,196	千円
第2項 営業外費用	826,726	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額575,966千円は、過年度分損益勘定留保資金98,418千円、当年度分損益勘定留保資金448,845千円及び当年度資本的収支調整額28,703千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	5,828,620 千円
第1項 企業債	606,000 千円
第2項 補助金	2,158,834 千円
第3項 負担金	11,994 千円
第4項 補償金	3,000,000 千円
第5項 他会計からの出資金	51,180 千円
第6項 他会計からの長期借入金	612 千円

支 出

第1款 資本的支出	6,404,586 千円
第1項 建設改良費	939,609 千円
第2項 企業債償還金	5,464,977 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
苦小牧地区工業用水道改修事業	千円 606,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,610,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	362,813 千円
(2) 交際費	175 千円